

令和7年度砂糖類及びでん粉関係学術研究委託調査の企画競争に係る募集公告

以下の募集要領に基づき、企画競争により研究課題を募集します。

令和7年2月25日

契約事務責任者

独立行政法人農畜産業振興機構

理事 藤野 哲也

令和7年度砂糖類及びでん粉関係学術研究委託調査募集要領

第1 企画競争に付する事項

令和7年度砂糖類及びでん粉関係学術研究委託調査

第2 調査の目的

砂糖及びでん粉原料生産者の経営の安定と砂糖及びでん粉の価格安定・需給調整を的確に実施するためには、生産者や関係業界等の関係者に対して、経営安定に寄与する情報や需給動向に影響を与える情報等を適時適切に提供することが重要である。

このため、機構は、最近の情勢を的確に捉えた砂糖及びでん粉原料生産者の経営の安定等に有益な砂糖類及びでん粉に関する基礎的又は応用的な研究課題を大学等の試験研究機関等から広く募集し、審査・選考の上、研究委託調査を実施する。

第3 募集課題等

令和7年度に募集する研究課題等は、以下のとおりとします。

なお、研究課題は、他の団体等からの調査研究費等の助成を受けていないもので、未発表のものとします。

(1) 持続可能な生産

生産者が意欲を持って持続的な生産に取り組める情報や、国内関係者の視点に立った諸外国の需給や制度等の情報

- ・作業の受委託組織や担い手の育成等の労働力の確保に関する情報
- ・関係者が一体となって取り組む病害虫のまん延防止に向けた対策に関する情報
- ・バガス等の副産物の活用や砂糖類・でん粉の用途に関する情報
- ・温暖化等による生産量や品質の低下を軽減する適応技術や対応品種の研究開発・普及に関する情報

- ・諸外国の需給や制度に関する情報

(2) 生産・物流の効率化

新たな技術や品種等の導入及び生産現場の創意工夫等による生産・物流の効率化に関する情報

- ・生産コストの抑制等につながる物流効率化に関する情報
- ・機械化一貫体系及びスマート農業技術導入や生産現場における基本的作業の重要性や創意工夫等による作業の省力化・高度化に関する情報
- ・工場施設の省力化・高度化整備に関する情報
- ・生産現場や甘しや糖工場における安全性確保対策、働き方改革に関する情報
- ・新品種の開発・普及による単収の維持・向上等に関する情報

(3) 正しい知識の普及等

砂糖類と健康の正しい知識や砂糖の需要・消費の維持・拡大につながる情報

- ・砂糖類の摂取による健康への影響や栄養面等に関する科学的・客観的な情報
- ・砂糖の需要・消費の維持・拡大や普及啓発活動に関する情報
- ・砂糖の需要の拡大につながる菓子類の輸出促進に関する情報

なお、研究課題の選定に当たっては農場等の現地調査（フィールドワーク：海外調査も可能）の有無についても評価※することとしています。

【※評価例】

評価対象となるもの：生産・流通現場等の現地ヒアリング 等

評価対象とならないもの：生産現場等での採材、鑑定、機器動作テスト 等

第4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件を満たす者とします。

- 1 「競争参加資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第6条及び第7条に該当しない者であること。

「競争参加資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者としない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者にしないものとする。

（有資格者としないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者としないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

2 選定時において、令和7・8・9年度の全省庁統一資格における業種区分「調査・研究」又は、独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における業種区分「調査・研究」に登録された者であること。

第5 委託の条件

1 契約限度額等

委託費の額は、原則として1件当たり150万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とします。

なお、令和7年度は3件程度を採択する予定です。

2 委託契約の相手

委託契約の相手は、別紙様式第1号の「委託契約書」により契約を締結できる者とします。

また、機密情報（個人情報を含む）を取り扱うと見込まれる場合は、別紙様式第2号の「機密保持契約書」により契約を締結できる者とします。

3 委託費の支払等

委託費の支払においては、原則として、委託費の額が確定した後、請求によりその支払を行うこととします。

ただし、委託調査の円滑な実施を図るため、委託費の限度額の8割を上限とした概算払を行うこととします。

4 報告書等

- (1) 本委託調査の履行期限は令和8年3月13日（金）とし、同日までに調査研

究報告書の「詳細版」及び「要約版」（以下「報告書等」という。）を作成し、紙媒体及び電子媒体で提出してください。

ア 詳細版は、字数制限はありません。

イ 要約版は、当機構の発行する「砂糖類・でん粉情報」へ掲載することとし、8,000字程度で一般読者に分かり易い内容としてください。

(2) 報告書等は、A4版、横書きとし、文書はワード、図表はエクセル又はパワーポイントで作成してください。

(3) 報告書等については、冒頭に要約（300字程度）を付してください。

第6 報告書等の出版等

機構は、報告書等の出版又はホームページへの掲載又はその両方を行うことができるものとし、その時期については受託者と調整の上取り決めることとします。

第7 応募方法等

1 提出書類

(1) 本委託調査への応募を希望される方は、別紙様式第3号の「砂糖類及びでん粉関係学術研究委託調査申請書（以下「申請書」という。）」を作成し、持参又は郵送等により提出してください。

申請書は、正本1部、副本1部を提出してください。

なお、副本は匿名として評価をするため、応募者の所属機関名や氏名等がわかる箇所（申請書の2（2）、3、4、その他に申請書の担当者や研究者の氏名、ロゴ等応募者の名称や氏名が事実上分かるものを含みます）をすべてマスキングしてください。

郵送等の場合は、書留等の記録の残る方法をとってください。

提出期限までに必着とします。

また、第12の問い合わせ先に電話又はFAX等で郵送等をしたことを連絡してください。

(2) 以下に示すワーク・ライフ・バランス等を推進する者である場合は、当該認定に係る通知書等の写しなど認定状況のわかる資料を提出して下さい。

①ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあっては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業等。

②計画期間が満了していない一般事業主行動計画を策定している企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下の企業等に限る）。

2 提出期限

令和7年4月23日（水）必着

(参考) 提出期限後のスケジュール（予定）

- ・採択通知連絡：5月中旬頃
- ・委託契約に係る計画書の提出：5月下旬頃
- ・委託契約締結：6月下旬頃

※スケジュールはあくまでも目安であり、計画書の審査等に時間要する場合があります。

3 提出場所

〒106-8635

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部

砂糖類及びでん粉関係学術研究委託調査担当者 あて

4 申請書作成に要する費用の負担

申請書の作成及び提出に要する費用は負担しません。

5 申請書等の返却の可否等

提出された申請書は、委託調査に係る事務手続以外に使用しません。なお、選定しなかった申請書は原則として返却させていただきます（返却を希望されない場合は、事前にお申し出下さい）。

6 申請書作成上等の注意

- (1) 申請書に虚偽の記述を行った場合は、当該申請書を無効にするとともに、当該申請書の提出者に対して以後参加停止を行うことがあります。また、記入漏れがある場合は、審査の内容にかかわらず不採択となる場合があるので、注意してください。
- (2) 申請書には、所属機関長を記載するものとし、実施に当たっては所属する機関と委託契約を締結することとします。
- (3) 採択された審査内容については、公表する場合があります。
- (4) 採択された者は、企画競争の結果最適な者として選定されただけであり、契約事務細則に基づく契約の手続きの完了までは、機構との契約関係を生じるものではありません。
- (5) 採択後、申請書の記載内容について調整を行うことがあります。

第8 選定基準

機構役職員及び外部の学識経験者により構成する選定委員会を設置し、以下の評価基準に基づいて提出された申請書を各委員が評価します。

各審査委員の評価を点数化し、基準点に達したもののうち点数が高かつたものから順に委託契約候補課題とします。

1 評価項目

以下の項目ごとに評価を行い、総合的に採択に値するかを審査します。

- (1) 研究課題が第3の募集課題に合致しており、最近の畜産情勢を踏まえたものになっているか。

- (2) 研究課題に新規性があるか（斬新な視点で分析された研究であるか）。
 - (3) 農場等の現地調査（フィールドワーク）が含まれているか。
 - (4) 研究計画が、研究の目的に沿って期間内に具体的な結果を得られるものであつて、妥当なものになっているか。
 - (5) 研究結果が機構の情報誌に掲載するのに妥当か（予想される研究結果が極度に偏った分野において専門的で、汎用性に乏しいものではないか）
 - (6) 研究経費が妥当か（研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。購入を計画している物品等は、研究計画上、真に必要なものか）
 - (7) ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいるか。
- 評価の対象となるのは、次のいずれかに該当する企業等。
- ① ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等として、女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法、その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあっては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業等。
 - ② 計画期間が満了していない一般事業主行動計画を策定している企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下の企業等に限る）。

2 評価の集計方法

別紙のとおり

第9 選定結果の通知

結果はすべての参加者に通知します。

第10 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

1 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- (1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

- (2) 当機構との間の取引高

- (3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- (4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3 当方に提供していただく情報

- (1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

- (2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

第11 その他

採択された場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年法律第百四十号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる場合があります。

第12 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部（担当：山田、川口）

電話：03-3583-9272

FAX：03-3584-1246

別紙

評価の集計方法

各委員は、別添「審査票」の項目について、以下の評価基準により評価を行う。

点数が高かったものから順に委託契約候補とする。

各項目の点数

5点：非常に優れている。

4点：やや優れている。

3点：標準的・普通。

2点：やや劣っている。

1点：記載なし、又は期待できない。

審査委員1人の持ち点 1件当たり 29.5点

(5項目×5点+1項目×3点+1項目×1.5点)

審査委員9名(予定)

満点=29.5点×9名=265.5点(予定)

別添 番 査 票

受付番号 :	代表研究者名 :	所属 :
研究課題 :		
それぞれの項目ごとに次の評価基準により点数を付けて下さい。 5点：非常に優れている。 4点：優れている。 3点：標準的・普通。 2点：やや劣っている。 1点：記載なし、又は期待できない。		点数
1 農畜産業振興機構が支援する意義 ア 研究課題と募集課題との合致性（研究課題が募集課題に合致しており、最近の畜産情勢を踏まえたものになっているか。） （コメントを記入して下さい）		
イ 研究課題に新規性があるか（斬新な視点で分析された研究であるか） （コメントを記入して下さい）		
ウ 調査方法の一部に農場等の現地調査（フィールドワーク）が含まれているか。 （コメントを記入して下さい）		
2 研究内容の妥当性 ア 研究計画が、研究の目的に沿って期間内に具体的な結果を得られるものであって、妥当なものになっているか。 （コメントを記入して下さい）		
イ 研究結果が機構の情報誌に掲載するのに妥当か（予想される研究結果が極度に偏った分野において専門的で、汎用性に乏しいものではないか） （コメントを記入して下さい）		

3 研究経費の妥当性

研究経費が妥当か（研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。購入を計画している物品等は、研究計画上、真に必要なものか。）

（コメントを記入して下さい）

4 ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業としての認定についての得点

評価項目及び配点は、次の通りとします。

評価項目※1	配点
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定)	プラチナえるぼし※2 1.5
	3段階目※3 1.2
	2段階目※3 0.9
	1段階目※3 0.6
	行動計画※4 0.3
次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん※5 1.5
	くるみん (令和4年4月1日以降の基準)※6 0.9
	くるみん (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)※7 0.9
	トライくるみん※8 0.9
	くるみん (平成29年3月31日までの基準)※9 0.6
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）	1.2

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も高い得点を加点する。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定。

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行

動計画を策定している場合のみ)。

- ※5 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 の規定に基づく認定。
- ※6 次世代育成支援対策推進法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定。
- ※7 次世代育成支援対策推進法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、※9 の認定を除く。）。
- ※8 次世代育成支援対策推進法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定。
- ※9 次世代育成支援対策推進法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定。
- ※10 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。